

佐賀県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年七月二十一日から平成二十一年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字長円一九六番一地从先から	鹿島市大字納富分字堤三〇九番一地从先まで	後	一七・五 六・七	六五七・四
	鹿島市大字納富分字長円一九六番一地从先から	鹿島市大字納富分字堤三〇九番一地从先まで	後	二三・四 一五・〇	五九七・〇
	前				